

公証人とは

国の公務である公証事務を行うことから、経験豊富な法曹有資格者や法律実務者の中から法務大臣が任命する特殊な公務員であり、公証人法に根拠を有する職種です。私自身は、大阪高等検察庁を退職後、平成二十六年六月から公証人としてこの龍野公証役場で働いています。

○職務内容について

公証制度とは、公正証書の作成等により一定の事項を公証人に証明させ、法律関係の明確化、安定化を図る制度です。この制度によって私的な法律紛争を予防します。そのため、事後救済となる裁判所に対して、公証人は予防司法の役割を担っているとされています。公証人の職務は主に公正証書の

作成、私書証書及び定款等が名義人によって作成されたことの認証、文書がその日に確実に存在したとすることを証明する確定日付の付与などです。

公正証書の具体的な内容は遺言、任意後見契約、死因贈与契約、離婚給付等契約、土地・建物賃貸借契約等についてです。

公正証書には高い証明力と裁判所の判決と同等の執行力があり、これらの事例に付随する法律関係や権利関係を証書に定めることで経営上、個人間の法律トラブルから身を守ることが出来ます。

○依頼の内容は

嘱託の半数以上が遺言で、昨今は離婚給付等契約や、高齢になり自己の判断能力が低下した時に判断を委ねる人物を事前に選ぶ「任意後見契約」の依頼が増加中です。遺言の作成は、証人二人の立合いの下、遺言者が公証人の前で遺言の内容を口述します。公証人がその真意を確認しながら中立、公正な立場で遺言書を作成するため、法律上の観点から見て整理された

遺言となり、家庭裁判所の検認もなくその内容を実現することが出来ます。なお、原本が公証役場に、その写しが東京の日本公証人連合会にも保存されるため遺言書の破棄や隠匿、改ざんは起こりません。

○伝えたいことは

法律関係を明確にしていなくて重大なトラブルが起こり得ます。例えば個人事業者や会社組織の事業を特定の子供に相続させる場合、遺言による指定相続を行わずに法定相続をすれば、事業用財産や株式の分配が上手くいかず経営の継続が保てなくなるかもしれません。こういったことを予防するためにも事前に遺産や権利について定め、公正証書として残すことが肝要です。

書類の効力を守り
法律トラブルを未然に防ぐ公正証書



龍野公証役場

所在地 龍野市富永300-13 中岡ビル2階
代表者 小川 忠志
TEL 0791-62-1393
営業日 土日祝日、年末年始を除く(9時~17時)
相談料 無料(証書の作成等にかかる手数料は別途定められています)

